九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

天草漁家の家族周期

内藤, 莞爾

https://doi.org/10.15017/2328674

出版情報：哲學年報. 34, pp.149-178, 1975-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

天草漁家の家族周期

内藤莞爾

一　具体的家族周期

1　提示の理由

本稿は、われわれにとって年来の課題である末子相続の研究から、おのずからみちびき出された。したがって副産物という性格を免れない。それから表題からもわかるように、本稿ではべつに一般的な発言をおこなうつもりはない。あくまで経験的な把握にとどまっている。なお把握の仕方としては、いちおう計数措置がとられているけれども、ただ資料・分析の双方に不備が認められるので、出された数値も傾向値程度のものとしなくてはならない。にもかかわらず、あえて提示したことにはわれわれなりの問題意識がなかったわけではない。家族集団の生活周期、簡単に言えば家族周期（family cycle）であるが、最近、これがいわゆる“developmental approach”として大きく脚光を浴びるようになってきた。われわれの末子相続の研究にあっても、この周期の解明がしばしば分析手段のひとつとしての役割を果たしてきた。ただ日本の家族がどのような生活周期を展開しているか、あるいは展開してきたか、こういうことになると、その基礎的なデータとなるものはまことにとぼしい。なるほど通日本的な家族周期として、すでに幾つかのモデルは提出されている。しかしこれまで周期の検出を目的とした全国調査があったわけではない。したがって周期表の作成には、センサスその他、公私の資料を援用して、これに加工する、という手段に訴えざ

るをえない。また全国的な資料を欠くアイテムについては、局地的・抜取的な資料でこれを埋める、ということにもなってくる。といったわけで提示されたモデルも、実はいろいろな前提や推定あるいは仮定のうえに立つことにならざるをえない。しかもこうした前提・推定・仮定の根拠はなにか、ということになると、あまり説得的でないものも出てくる。

もっとも現在の資料レベルからすれば、こうした言うなれば構成的な周期も、またやむをえないとしなくてはならない。もともと周期的アプローチの意義は、労働力・経営規模・生計費・教育＝建設計画、成員の役割分担など、家庭生活に関する文化項目をこの目盛に照らして説明する、つまり生活史的に説明する、というところにあるように考えられる。したがって周期そのものは、形式的な目盛であって、これが文化項目という内容に結びつけられて、その意義が見出される、ということになるであろう。

ところでわれわれのようにローカルな現象を問題とした場合、以上述べたところの効用からすれば、この目盛すなわち尺度には、二種類のものが考えられてくる。ひとつは標準的な“national scale”または広域的な尺度である。つまりこれに照らして、ローカルな文化項目がながめられる。事実、こうした標準的な尺度をつかうことによって、他地域との比較にも耐えるし、また将来、一般化への途も拓かれることになる。それにこのところ都市化・産業化・大衆化といった、いわゆる近代化の波によって、ある種の文化項目は平準化してきたことも予想される。とすればこのやりかたも、単なる操作主義というだけではなくて、実質的な意味を持っている、としてよいであろう。

ところがもうひとつ、もしローカルな尺度の作成が可能ならば、これに則して当面の文化項目をながめる、このことにも意義があるように考えられる。前者が“universalistic approach”ならば、後者は“particularistic approach”とも言うことができる。横道にそれるようであるが、日本家族の研究者たちにとって、かれらの関心のひとつは、直系家族の周期をどうとらえるか、という問題であった。夫婦（核）家族と直系家族とでは、これを生活

史に把握するさいには、別の考慮を要する、とされたためである。なるほど最近、家族の核化傾向がいちじるしい。事実、昭和四〇年（一九六五）には、核家族の比率がついに七〇％の大台に達した。しかし五年前の昭和三五年（一九六〇）にはこれが六五％、さらに四〇年前の大正九年（一九二〇）には六〇％であった。ところで昭和四〇年の七〇％の内訳であるが、これは大都市の八一％、中都市の七二％に対して、農村地区は五七％にとどまっている。逆に直系家族が推定される三世代家族の比率（昭和四〇年）をみると、非農林世帯の一七％に対して、農林世帯四五％、農林・非農林混合世帯五一％が記録されている。もっともこれらは家族周期の問題ではない。家族構成の横断的把握にすぎない。けれども核化の一般的傾向にもかかわらず、なおローカルな特性がまだ保持されている、このことをしめすものであろう。

要するに文化項目・家族構成とも、平準化の方向にもかかわらず、なお地域別の差異、就業別の差異は、完全に解消されたようには思えない。とすれば周期の検討に当たっても、ここで“home made”の尺度が必要のように考えられる。ところでこうした周期表の作成にさいしては、周知のように、ふたつの技法が用いられる。すなわち横断法（cross-section method）と縦断法（longtitudinal analysis）とがそれである。一時点においても発達段階を異にした家族が共存している。そこで前者は、これらを類型化して分析する。そしてその結果をもって、縦の継起的関係に読みかえようとするやり方である。しかしこの技法は、あくまで代用法であって、森岡清美氏も指摘しているように、ここでは「若い家族が老いた家族になる数十年の間、人口学的要因にも社会経済的要因にも変化のない」ことを前提としている。[1] これに対して縦断法は、歴史法の一種であって、ここでは資料にもとづいて遡及的に家族の生活史を再現しようとする。もっとも文化項目に関しては、そうたくさん生活史的な資料が残っているわけでもない。それでこれらについては老人家族への面接など、聴取資料にも依存する（「史的回想」）ことになってくる。そこで日本の場合、この縦断法を起用するとなると、これは戸籍の類を基本資料として、周期表の作成だけは可能なはずである。[2]

もっともその時期はおおむね明治以降にかぎられるけれども、宗門帳・名寄帳等の旧資料が残っていれば、藩政期にさかのぼることも不可能ではない。[3] ただ戸籍の類は、そのまま事実を伝えているのではない。たとえば婚姻の届出も、かつては、実際の婚姻よりかなり遅れるのがむしろ普通であった。隠居も事実と一致しないことが多かった。それからこれは通日本的には適用されないけれども、われわれの対象地点のようなところでは、相続人になるのは長男とはかぎらない。けれども「長子家督」という法規制にしたがって、戸籍面では跡とりでもない長男が相続したように記される。いわゆる不実記載である。それでこうした点については、限度はあるにしても、原資料に対する修正を加えなければならない。また出生届の遅れることも、しばしばみられた。けれども修学のことを考えれば、そう長く引伸ばすことはできない。いや子どもの誕生をきっかけとして、かえって親の婚姻届が急がれる。もともと出生には助産婦の、また死亡には医師の証明書が必要であった。とりわけ死亡のさいには、埋葬許可証がないと、葬儀にも支障を生じた。さらに戸籍は、かならずしも居住の事実を表示するものではない。しかしこれは聴取や転出証明書によって、ある程度、補うことができる。というわけで、われわれは戸籍簿をもとにして、親の出生・婚姻・死亡、諸子の出生・婚姻・死亡など、いうなれば生活史の主要な折目については、近似的な事実をうることができる。またこれら項目の記載については、ほとんど遺漏がない。そこで次節以下では、こうした手法にもとづく分析結果をみることにした。管見のかぎりでは、こうした手法によった例はきわめて少ない。また手法のいかんを問わず、農村家族の周期に関しては、すでに幾つもの実績がしめされている。けれども漁村・漁家のそれは、これが皆無に近い。専門外にもかかわらず、あえて資料として提示したわけである。

2、「副産物」としての制約

しかしこうした問題意識らしいものにもかかわらず、しょせん本稿は末子相続研究の副産物にすぎない。だからこ

の制約から解放されることはない。第一は、周期の展開を現在までたどらず、これを戦前で停止させていることである。われわれの末子慣行の調査にあっては、これまでそのほとんどが単数または複数の旧村（大字）を対象地点として、その在住戸の悉皆調査を実施するという手法を用いてきた。具体的には、現世帯主の相続・分家の事実を起点として、できるだけ前代にさかのぼる、というやり方である。あわせてこうした相続・分家をとりまく内外の諸事情を追求して、この慣行の根拠をあきらかにしようとしてみた。しかし反対に「農家のあととり問題」に代表されるような、将来への不確定の展望は、いっさいこれを省略した。ところで相続・分家の事実は、だいたい当人が結婚すれば、早晩、これが生起する。われわれが対象地点についてその基礎的な資料を集めたのは、昭和四一年から四二年にかけてであった。だから「戦後」もすでに二〇年を経過しており、むろんその間には相続・分家の事例もたくさん検出された。けれども当人たちの家族周期は、まだそのほとんどが完結していない。相続者・分家者の多くは生存しているし、さらにその子どもたちの分封は、まだなされていない。むろん構成的な手法をつかえば、推定値が出ないわけではない。けれども今回は、あらゆる前提・推定・仮定を排することをたてまえとしたので、戦後の事実はこれを切捨てざるをえなかった。もっともこのたてまえは、完全に実施されたのではない。それは、以下の分析にみるとおりである。にしても構成的な家族周期に対してもし具体的な家族周期という表現が許されるならば、われわれのそれは、ほぼこれに当たるとしてよいであろう。

第二は、遡及の上限である。当地は宗門帳はもちろん、古記録の類もいっさいとどめていない。それで求められる資料も、壬申戸籍までとなって、だから上限といっても、藩政期にわずかにかかる程度にすぎない。まずは明治以降八〇年の記録ということになる。

第三は、この明治以降であるが、実はここでも資料がみな網羅されているのではない。さきに述べたように、われわれの調査は現世帯主の相続・分家の事実を起点として進められた。したがって調査当時、他出している世帯の家系

については、たとえ当地に本籍をとどめていても、これは対象にはならなかった。それからもともと相続慣行の調査に発しているので、個票は両親—相続人をペアーとしてまとめられることになった。具体的には現世帯主について、相続・分家の事実を確かめる。次いでこの「相続戸」について、親の世代の事実を収集する。すなわち親の結婚、諸子の出生および結婚、それから親の死亡、これらの時点が求められる。だから分家者や養出者または出嫁者とこれら親との関係は、諸子の出生・縁組・結婚のデータとして記録される。もっともこの手法は、サイクル算出の方法としてべつに不都合ではない。さらに親と分家者・養出者・出嫁者との個表を作成すれば、親はこれらの数だけ再登場・再々登場することになるからである。長子相続を想定して図示すれば、別図のようになってくる。すなわち破線のデータは、実線のデータのうちで処理される。ただし養出者または聟として他家に入った男子は、その養家または縁組先で、もう一度義父母との関係が再録される。しかしこの再録は、日本の族制からして当然であろう。なお家族周期表は、妻（母）の年齢を基準として作成されるのが普通である。しかし父系によって相続される日本の家族にあっては、たとえ周期表という“numeral”なものであっても、われわれとしてはこれに若干の抵抗をおぼえる。本稿では、夫（父）の年齢をもってしたゆえんである。もっとも夫婦（父母）の年齢差は、べつに算出しておいたので、換算にはべつに支障はない。

第四は、本稿が文化項目に当たるものを欠いている点である。裏かちすれば周期を独立変数として、これに対する従属変数が欠如している。ただわれわれのアプローチにあってはこれまでこの文化項目に代わって、相続形態を登場させるのが常套手段であった。[4] しかし本稿は

図1　個票の作成

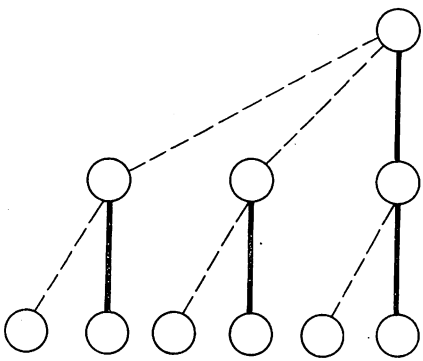

紙幅が極度に制限されているので、本命と目されるこの分析は、他日にゆずらざるをえなかった。[5]

（1）森岡清美『家族周期論』昭和四八年、一〇六頁。

（2）かつて小山隆氏は、甲斐国山梨郡山崎村の宗門人別帳にもとづいて享和二年（一八〇二）から文久元年（一八六一）に至る六〇年間の家族形態の周期的変化をたどってみた。具体的には家族構成の変化であって、いわゆるライフ・サイクルとは区別される（小山隆「家族形態の周期的変化」喜多野清一・岡田謙編『家―その構造分析―』昭和三四年、六九―八三頁）。ところでこの業績を高く評価した森岡氏は、そのあとでこう書いている。「縦断分析はいうべくして行われがたいアプローチであるが、これを実施したことは、小山の研究になみなみならぬ重みを与えることになっている」（森岡、前掲書、六四頁）。事実、こうした戸籍類の整理は、平板な計数作業に終始するばかりでなく、その作業量はぼう大となってくる。しかも結果は、ただ一枚の表として集約される。このように労多くして報いられることの少ないのが、「いうべくして行われがたい」理由であろうか。

けれどももうひとつの理由が考えられる。そしてこれは、発達的アプローチの方向にかかわってくる。というのはこのアプローチは、本来的に現在から未来に向かっている。発達的というかぎり、時間的次元の捨象はできないけれども、ただその時間は、現在から将来を指向している。またそうなのでこれが諸種の計画と結びつき、さらには保険事業など、実用とも関連してくるわけであろう。そこでこのような前向きの展望をもつかぎり、過去への回顧は、現在に直接結びつき、あるいは現在→未来の方向をうるためにだけたどられる。要するにそれは遠い過去にまでは及ばないし、また及ぶ必要もない。ということになると、本稿のような作業は、好事家的なものになってくるであろうか。

（3）速水融『近世農村の歴史人口学的研究―信州諏訪地方の宗門改帳分析―』昭和四八年。

（4）なお森岡清美氏は、われわれのアプローチに触れて、こう述べている。「相続や隠居の問題は、家族組織のなかでも社会的パターンとなっている部分、家族制度の一環をなす部分、いいかえれば家族の制度的要素（institutional element）にかかわるものである。これらの制度的要素は、特定の周期段階に発現する傾向をもっているがゆえに、周期的観点からの考察が加えられる」（前掲書、八四頁）。とすればわれわれの「相続」は、文化項目というよりは、制度的項目ないしは社会項目ということになってくる。

（5）なお対象地点の再調査については、昭和四六年度日本経済研究奨励財団から奨励金の交付を受けた。付記して謝意を表する次第である。またこの再調査にさいしては、野口英子（筑紫女学園短大）、瓦井治代（岩国短大）、坂本喜久雄（九大大学院）三氏のご協力をえた。

二　周期の展開

1　対象地点　大多尾・浦地区

とりあげたのは熊本県天草郡新和町大多尾の浦地区である。ただ対象地点については、すでに紹介したことがあるので、ここでは略述するにとどめたい。[1] 大多尾は、昭和二九年、宮地村・中田碇石組合村とともに新和町の一部となったが、それまでは天草郡大多尾村であった。天草下島の中心・本渡市からしばらく南下した地点にあり、不知火海に面する。戸数四〇〇、人口一、九〇〇ほどの沿海村である。大多尾の内部は、一三の行政区に分かれているが、このうち漁村地区は、かつては船津と呼ばれ、現在の行政区では浦一区・浦二区・浦三区というのがそれである。他の一〇区は、農村とみることができる。昭和四八年三月、浦地区は戸数一五〇、人口六七二を数えた。在住戸のうち、一五戸は教員その他の流入世帯であるが、残りの九割は村に本籍をとどめている。現在は出稼・商店・勤務者など、半数程度の非漁家を数えるけれども、これらにはかつては漁業に関係していた家を含んでおり、あるいは漁家の分かれであったり、縁故者であったりしたものから成っている。漁業の中心は、三人の網元が経営するイワシ網であり、浦一区・二区・三区というのも、実は各網組に属する網子集団のことであって、船津は全体としてきわめてコンパクトな漁業集落をなしている。ただ伝統的なこのイワシ網も、人手不足のために昨年以来、操業を停止しており、現在の船津は小漁師の村とみるほかはない。

2　時期の区分

次に本稿で採用した時期の区分について、一言しておきたい。ここでは昭和二〇年に至る期間を、表1のように分

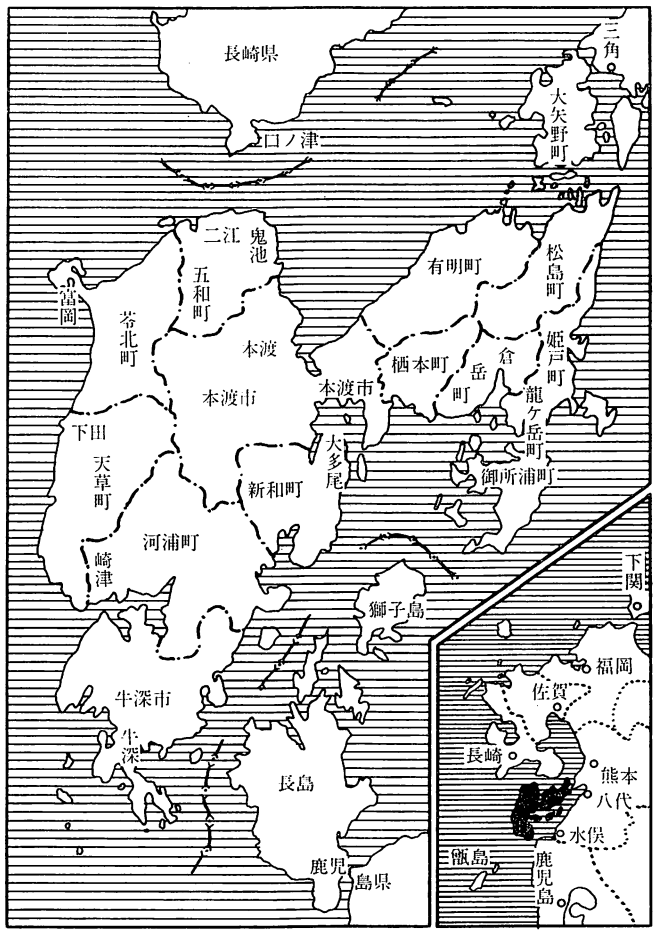
長崎県
三角
大矢野町
口ノ津
二江
鬼池
五和町
有明町
松島町
富岡
苓北町
本渡
姫戸町
栖本町
倉岳町
本渡市
本渡市
龍ケ岳町
下田
大多尾
御所浦町
天草町
新和町
河浦町
崎津
下関
獅子島
福岡
佐賀
牛深市
牛深
長崎
熊本
長島
八代
水俣
鹿児島県
甑島
鹿児島

けてみた。ただこの区分は、むしろ便宜的なものであって、さして根拠があっての措置ではない。とりわけ村の社会経済的な条件については、なんら考慮されていない。明治五年を境にしたのは、壬申戸籍を念頭に置いてのことであって、これによっておおまかに藩政期を区別しようとしたにすぎない。続く三期の別は、機械的な等間隔に近いものであるが、しいて言えば、世代の幅をだいたい二五年とするおおかたの見かたに準じたにすぎない。なおここでは事例の各時期区分への配属は、夫婦の結婚（初婚）年をもってした。したがって夫婦の出生は、おおむねそれ以前の時期にさかのぼることになる。また子どもたちの結婚・相続・分家などとなると、これは次の時期または次の次の時期に属することになってくる。さらに夫婦の死亡がいっそう遅れることは、言うまでもない。横道にそれるようであるが、当地はその相続慣行と生業形態とからして、相対的に家族の核化傾向がいちじるしい。けれども直系家族の伝統のうちにあることには変わりがない。この点は、のちに家族形態の周期的変化をみるさいに言及したいと思うが、それにしても家族生活の起点は、いちおうどこかに置かなくてはならない。結婚年をもって事例の配属をおこなったのも、そのためである。

3　子どもの出生・死亡・生存

そこで周期の展開は、のちに掲げることにして、はじめに子どもの出生・死亡・生存についてながめてみたい。結果は、表2のとおりである。なおここで死亡というのは、当人が結婚前に死亡した場合を指し、したがって乳幼児の死亡には限定されない。すなわち家

表1　時期区分

	自	至	間隔
Ⅰ	幕末	明治 4 (1871)	—
Ⅱ	明治 5 (1872)	明治30 (1897)	25
Ⅲ	明治31 (1898)	大正10 (1921)	23
Ⅳ	大正11 (1922)	昭和20 (1945)	23

族の再生産にかかるまえの死亡を指し、誤解さえなければ社会的死亡とも言える。それからI期については、壬申戸籍およびその延長である「明治十八年訂正大多尾戸籍之二」が資料となっているが、ただこれらは現存者を記すだけなので、出生数・死亡数を確定することはできない。II期の一部にもこれは妥当するが、しかしこれはおおむね補正することができた。さて本表によると、全期の平均では、親はおよそ五人半の子どもを生み、このうち一人半が死亡する。したがって四人が残って、これが次代の再生産に参加する、ということになってくる。また性別では、男子への傾斜がかなり強い。すなわち出生は男三・一人、女二・四人で、男が〇・七人リードし、これは比率にして男五六％、女四四％に当たる。また死亡は男〇・八人、女〇・六で、その差〇・二人、これは比率として男五七％、女四三％となって、ほぼ出生の比率と見合ってくる。こうして生存者は男二・三人、女一・八人となって、その差は〇・五人、比率にして男五六％、女四四％である。だから出生の性比がそのまま生存のそれに持ちこまれたことになる。日本では、「封鎖人口」の場合、女子の出生一〇〇に対して男子のそれは一〇五前後と、ほぼ安定しているといわれる。ところが対象地点では、これが男一二七とかなり大きく歪んでくる。しかもこれは各期を通じての共通の特徴でもある。ではどうしてこうした歪みが生まれるようになったか。藩政期ならば、堕胎・間引、とりわけ女子のそれがいちおう推察されてくる。しかし明治以降では、これはまず考えられない。となると残るは生理的な要因ということになろうが、

表 2　出生・死亡・生存

	出生			死亡			生存		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
I	—	—	—	—	—	—	2.4	1.8	4.1 (8)
II	3.3	2.4	5.7	1.1	0.7	1.8	2.2	1.7	3.9 (39)
III	3.2	2.5	5.7	0.8	0.7	1.5	2.4	1.7	4.1 (51)
IV	2.9	2.5	5.4	0.4	0.3	0.6	2.5	2.2	4.8 (25)
平均	3.1	2.4	5.5	0.8	0.6	1.4	2.3	1.8	4.1 (123)

いまはそのままにしておくほかはない。

要するに対象地点では、幕末から終戦までのあいだ、一夫婦が平均して五人半の子どもを生み、このうち四人が成人した。鈴木栄太郎氏が引くところによると、大正一四年（一九二五）当時、日本の女子は四・九人の子どもを生み、三・二人が成人（ここでは二六歳）した。おおざっぱに言って、五人が生まれて、三人が育った。[2] これと比較すると、対象地点は出生において〇・五人ほど多く、成人において〇・九人ほど多い。つまり出生も歩どまりも、ともに高い。われわれの事例において、大正一四年と見合うⅣ期をとってみると、出生は全期の平均とほぼ同じであるが、歩どまりはさらに上って、生存者が四・八人となってくる。多産少死型とみることができるであろう。ついでなので時期別の差異をながめると、まず出生では、この差異はほとんどない。ただ死亡については、Ⅱ期とⅢ期とは類似しているけれども、Ⅳ期になるとこれが半減する。そしてこのために生存者は、Ⅱ期三・九人、Ⅲ期四・二人に対して、Ⅳ期は四・八人と急増してくるわけである。

4 周期の展開

そこで問題の家族周期となってくる。ここでは両親の結婚年齢、そして以下、父の年齢を基準とした初子・長男・相続人・末男・末子の出生、およびこれも父の年齢を基準としたこれら子どもたちの結婚年齢、そして最後に両親の死亡年齢をとりあげることにした。ただこのうち母の結婚年齢と死亡年齢とは、母自身のそれである。もっともこれらのうちには、未確定因子を含むふたつの項目が登場してくる。ひとつは子どもの結婚であるが、ただこれはⅣ期だけの事柄とみてよい。というのはこの期に属する親たちでも、その後半に属する人たちは日華事変から太平洋戦争にかけて結婚している。だからこれらの母親は、調査当時（昭和四二年）出産はすでに終了している。ところがその子どもたちの結婚となると、これはその全部が終わっているわけではない。したがって結婚の事例は、その数が減少し

てくる。けれども平均値の算定には支障がない。母数も減らせれば、それですむからである。ところが両親の死亡年齢となると、これは別途考慮しなくてはならない。そしてこれはⅣ期だけではなく、Ⅲ期の一部にも妥当してくる。というのは、この両期の親たちには、まだ生存者が含まれている。たとえばⅢ期の最終は、大正一〇年（一九二一）となるが、そのころ結婚した人たちでも、長寿の者は、調査当時、まだ生きている。Ⅳ期になると、いよいよそうであって、この期の最終結婚者は、かれらが二五歳で結婚したとすれば、まだ五〇歳にはなっていない。というわけでこの期の親に死亡者が出てきても、それは比較的早世者の例ということになってくる。これは母数の調整では、どうにもならない。ところで生存者が調査当時まで生きていたことは確実である。そこでこの分だけを加算した平均値を表3の下欄に記しておいた。しかしこれらの人たちは、四二年以降も生きているわけなので、やはり未確定数字であることは変わりがない。いずれにしても具体的な家族周期を目指しながら、修正をやむなくしかつ未確定に終わった項目が現われたわけである。

それはともかく、表3によって過去八〇年以上にわたるこの

表 3　家　族　周　期

	両親婚			諸子生					諸子婚					両親死		妊孕期間
	父	(母)	年齢差	初子	長男	相続人	末男	末子	初子	長男	相続人	末男	末子	父	(母)	
Ⅰ	26.0	21.0	5.0	29.6	32.1	33.9	35.9	43.3	57.2 58.2	58.3 61.9	63.9 69.1	65.7 64.7	65.8 63.8	72.4	76.0	13.7
Ⅱ	26.2	22.7	3.5	27.1	29.9	32.5	41.6	43.7	49.2 52.5	54.1 56.3	59.5 61.5	64.7 65.2	66.1 65.8	68.3	67.2	16.6
Ⅲ	25.7	23.0	2.7	26.9	28.6	33.9	39.1	42.0	52.9 52.3	56.1 56.3	60.8 59.9	63.7 63.4	65.3 64.8	61.7 62.1	61.3 67.5	15.1
Ⅳ	28.4	23.7	4.7	28.9	29.9	32.0	39.0	41.9	51.3 51.3	53.9 53.9	56.2 55.3	64.8 64.7	65.9 65.8	54.3 59.0**	57.2** 63.1***	14.1
平均	26.6	22.7	3.9	27.4	29.6	32.7	39.6	42.5	51.8 52.5	55.0 56.3	59.8 60.1	64.3 64.3	65.6 65.2	63.3 65.5*	63.8 67.1**	15.1

母だけは母自身の年齢，他は父の年齢を基準とする．諸子婚の上欄はノミナルな続柄によるもの，下欄はきょうだいの死亡にもとづく修正値。

漁村家族の平均像をながめてみたい。端数を整理して、これを記述的に表現すると、次のようになるであろう。まず二六歳半の男が二二歳半の女と結婚する。したがって夫婦の年齢差は四歳ということになる。そしてこの夫婦のあいだから、前述のように五人半の子どもが生まれるが、初子のできたのは、父二七歳半のときであった。ところでこの初子出生の年齢からも推測されるように、親の本当の結婚年齢は、届出のそれよりは先行してくる。当地は伝統的に自由恋愛を婚姻成立の実質的な要件としてきた。ただ事実婚と法律婚との間隔が確定できない。それでそうした含みを持たせるにとどめて、いまは記載どおりにその後の経過をたどってみることにしたい。ところで初子かならずしも男子とはかぎらない。そこで長男だけを遊離すると、これは父二九歳半のときの出生となる。次にこれは他処では関係のうすい項目であるが、当地はいわゆる末子相続が慣行化されている。われわれの言う不定相続である。つまり跡とりは、男子であればその続柄にはこだわらない。そこでこの相続人の出生をみると、これは父三二歳半のときとなる。長男より遅れること、三歳である。そして末男の出生は、父三九歳半のときとなり、男女にかかわらず末子の生まれたのは、父四二歳半のときとなってくる。こうして当地の妻は、二二歳半で初子を持ち、三八歳半で生みおえた。

したがって妊孕期間は、一六年ということになり、この期間に五人半の子どもが誕生した。だから出生間隔は三年を割って、二・九年となるわけである。

次に諸子の結婚であるが、これは男女にかかわらず初子のそれは父五二歳のとき、長男のそれは五五歳、相続人のそれは六〇歳、末男のそれは六四歳半、末子のそれは六五歳半のときである。そこで結婚した当人自身の結婚年齢を求めると、表4のようになる。初子と末子とには、女子を含むので、これはいちおう措いて、男子だけの長男・相続人・末男の三者についてみると、若干の高低はあっても、これらは二四歳から二六歳のあいだに収められる。ところで以上は生得的な続柄別——相続人を除く——から算出

表4　諸子の結婚年齢

	当人の結婚年齢
初子	24.4 (+0.7)
長男	25.4 (+1.3)
相続人	26.4 (+0.3)
末男	24.1 (0)
末子	23.1 (−0.4)

したノミナルな数値である。しかし実際の結婚者は、死亡者を除いて、その続柄が変更してくる。これを加味したのが、下欄の数値である。そして前者との落差は、表4のカッコのうちに掲げておいた。ただこれによれば、大きな変更にはならなかったことがわかる。

おわりに問題の両親の死亡年齢である。無修正のままだと、父は六三歳、母は六四歳で死亡したことになる。しかしこの平均値は、Ⅰ期およびⅡ期の数値にくらべてかなり低い。事実、この低下の原因がⅢ期およびⅣ期にあることはあきらかである。計数的に言うと、Ⅲ期五一組の夫婦のうち、昭和四二年当時、夫の生存者は三人だけであるが、妻は二七人を残している。つまり妻の過半数は、生存していたことになる。またⅣ期は、二五組中、夫の生存者は一〇人、妻のそれは一九人に達している。だから妻は、まだ五分の四が生きている。そこでさきにも触れたように、これらが四二年まで生きたとして、それを加算した平均が下欄の数字である。しかしこれだけでも、実は正確ではない。まだ生きることが確実だからである。それで＊印は、生存の程度を考慮しての符号である。これによれば、父は六五歳プラス＊、母は六七歳プラス＊＊となってくる。また両親の年齢差は四歳なので、母は父の死後、六年以上は生きながらえることになる。そこで両親は、末子の結婚には間にあった。しかし父の生涯は、そのあとそう長くないことが推察される。にしても相続人は、父が六〇歳前後のときに結婚している。だから世代のバトンタッチは、比較的円滑におこなわれたことになる。むろん事例としては、父の早世にともなって、相続人が死後相続したケースも出てくる。が、平均的にはスムースな継承ということが言えそうである。

では以上のような平均的な経過を、今度は時期別にながめると、どういうことになるであろうか。さきの子どもの出生・死亡・生存については、Ⅳ期における死亡率の低下は例外として、他は平均値に近い数値がしめされていた。つまり時期的な差異は、微弱にとどまった。同じように、周期の展開についても、各期はおどろくほどの類似を表わしている。もっとも繰りかえし述べたように、Ⅲ期とⅣ期との親の死亡年齢には、未確定因子を残している。けれど

も他は、平均的経過がそのまま各期の経過に当たりそうな形勢である。そこでこうした整一的な姿が看取されるので、このさい簡単な比較をおこなってみたい。ところで本表のうち確定数字が出揃い、かつ事例数もまず十分と思われるのはⅡ期の姿である。そこでこれと鈴木栄太郎氏が昭和五年の時点で推計した結果とを較べてみると、表5のようになる。[3] ただ鈴木氏の表は、妻（母）の年齢を基準にしている。それでわれわれの表も、妻（母）の年齢に組みかえた。年代がちがうので参考にとどまるけれども、母の結婚および長子の出生については、両者ほとんど変わりがない。しかし末子の出生は、対象地点のほうが四年半延長される。なお鈴木氏の数値からすると、母の姙孕期間は一二年となり、そしてこの間に四・九人の子どもが生まれ、一・七人が死亡するという前提に立っている。ところが対象地点では、姙孕期間は一六・六年、その間に五・七人の子どもが生まれ、一・八人が死亡した。だから前者では三人が残り、後者では四人が残った。ということになると、対象地点では姙孕期間の長いこともあって、出生数が多いのに、死亡数がほとんど同じなので、それだけ余計、生存者を記録することになった。そう言ってよいであろう。次に長子と末子との結婚年齢についてみると、対象地点・全国推計とも、大きな隔たりはない。また当人自身の結婚年齢に換算しても、双方とも二二歳となってくる。もっともこの長子・末子には、男女双方が含まれる。ところが死亡年

表 5　全国推計（1930）との比較

	母婚	長子生	末子生	長子婚	末子婚	父死	母死	時期
A. 対象地点	22.7	23.6	40.2	46.7 49.0	62.6 62.3	64.8	67.2	1872 1897
B. 全国推計	22.3	23.7	35.7	45.8	62.0	57.6	61.6	1930
A—B	0.4	△0.1	4.5	0.9 3.2	0.6 0.3	7.2	5.6	—
参考・伊藤秋子氏のモデル	22.4	23.4	36.9	M.50.4 F.47.4	M.63.9 F.60.9	64.0	71.0	1930

齢となると、対象地点のほうが長命で、すなわち全国推計とのあいだに、父において七・二歳、母において五・六歳の開きがしめされる。なお本表によるかぎり、全国的には両親は末子の婚礼には出席することができなかった。二人とも死亡しているからである。これに対して対象地点では、父は末子（実質末子）の結婚をすませて、なお二年半生きながらえた。けれども母はその翌々年には死亡する。当地には制度としての隠居は確立していない。しかし末子を片づけた段階で、おそらく実質退隠が開始される。末子の結婚当時、相続人は三三歳になっているし、しかも結婚後、五年を経過している。としまわりからして、親・相続人の世代継起は、まず妥当なところであろう。

（1）拙稿「いわゆる末子相続について」（『村落社会研究』第三集、昭和四二年、二五三―二九〇頁）、「海村の末子相続」（内藤莞爾『末子相続の研究』昭和四八年、二五三―二八二頁）、その他。

（2）鈴木栄太郎「日本人家族に於ける周期的律動性に就いて」（戸田貞三・鈴木栄太郎監輯『家族と村落』、第二輯、昭和一七年、二八頁）。

（3）「社会科学大事典」3、一九九頁より転載。なお本表の下欄には、同じく昭和五年のモデルであるが、伊藤秋子氏によるものを加えておいた。このモデルの基礎となったのは、厚生省人口動態統計（婚姻年齢）、第三次（一九五七）出産力調査（出生数および出生間隔）、第五回生命表（死亡年齢）などである（伊藤秋子・新垣都代子「ファミリー・サイクルのモデルの作成」『家政学雑誌』21巻1号、八三―八七頁）。ところでこのモデルでは、鈴木氏のそれと較べて、親の死亡年齢がいちじるしくのびてくる。

三　近代家族と直系家族

1　近代家族

比較は以上にとどめて、次に進むことにしたい。ところでこのⅡ期をかりに戦前における当地のモデルとみた場合、そして結婚した夫婦がべつに新世帯をいとなんだとすると、夫婦だけの期間は〇・九年で終わる。ただ事実婚の

さきだつことが想定されるので、実際の新婚期間はそれだけ延長されることになる。それから子どもの出生が一六年半続いて、この間に五・七人の子どもが生まれ、うち一・八人が死亡して、三・九人が生存した。けれども一男子を残して、子どもたちの核分裂、すなわち男子の分家と女子の出嫁とが開始される。そして開始時期は、姙孕期間が終了してからのこととなってくる。したがって子どもを生みおえてから、かれらの分封・出嫁が開始されるまでのあいだ、もし転出その他の事情がなければ、家族規模としての停滞期間があることになる。この期間を父の年齢で表わせば、四三・七歳から五二・五歳（実質初子の結婚年齢）までの八・八年間である。そしてこの期間の家族規模は、死亡者を除けば、五・九人となってくる。もっとも実際の死亡は、この停滞期に持ちこまれることもあろうから、この期間の家族規模はさらに上回ることも考えられる。それからあと分封過程が進行して、これが父親の六五・八歳までの一三・三年間つづく。出産過程は一六・六年なので、これにくらべると三年ほど短い。ところでこの分封の進行中に相続人が結婚するが、この相続人も別居する、つまりすべての子どもが分家または出嫁すると仮定すれば、この期間は家族規模の縮小過程ということになってくる。こうして両親は結婚して三九・六年目に、ふたたび二人だけの暮らしに戻る。けれどもこれは二年半で終わって、父が死亡し、さらに二年半たって母が死亡して、この家族は消滅することになる。

2 直系家族

しかし以上のように若夫婦から始まって一代で絶えるようにみるのは、まったくの仮定である。とくに本調査では、対象を「相続戸」にかぎっているので、ここでの親は、たとえ当人は分家の身であっても、どの子どもかを相続人とし、この跡とり夫婦との同居の末に、その生涯を終えた。すなわち直系家族の姿である。そこでこの姿を別図によって説明してみたい。まず相続人は、晩年ではあるけれども、両親の在世中に結婚し、この両親と同居する。すな

わち出自家族のうちに生殖家族を営むことになる。したがって相続人にとっては夫婦だけの新婚期間はない。また結婚当時、かれのきょうだいのうち、初子と長男とはすでに結婚しているが、末男と末子とは未婚のままで残っている。だから新夫婦は、両親と未婚の“sibling”とを含んだ出自家族のなかから出発することになる。①すなわち未婚の子女を含みつつ、ここで直系家族が形成される。なおこの時点で戸主の隠居がおこなわれて、戸主権が交替すると、尊属を含む傍系家族ということになる。②新夫婦は、〇・九年ののちに初子を誕生する。末男・末子はまだ家にとどまっているので、直系三世代ないしは傍系三世代（父隠居の場合）の形となってくる。③しかし婚後七年ほどで父が死亡して、ここで母を含む欠損直系三世代家族に変わる。この時点では“sibling”は分家・出嫁によって家を出ている。そして二年半ののちには、母も死亡して、④いわゆる核家族に変化する。その内訳は、（④—1）家族規模の拡大期が八年あまり続いて、次いで（④—2）九年近い規模停滞期をむかえる。そして（④—3）減少期となってくるが、ただ一男子は相続人としてとどまるので、老夫婦だけの世帯というものはついに成立しない。すなわち子どもたちの放出と並行して、その過程にあって直系家族が形成される。すなわち①の形態へと回帰する。これを表示し、近代家族の形態と対比させると、表6の

図 2　直系家族の展開

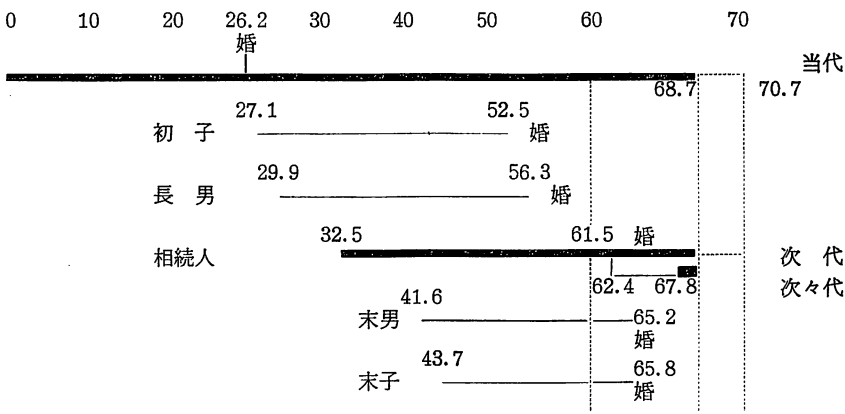

ようである。そしてこの回帰は、婚後三五年目に現われる。同じ夫婦が近代家族の形にあっては、婚後四四年半で双方死亡すると同時に、家族そのものも姿を消すことになるが、直系家族における夫婦は、①に始まり、②、③、④を経て、①に帰り、②を経て、③の段階になって夫婦とも死亡する。しかし家族そのものは連綿としてその律動を続ける。

なお家族規模は、近代家族の形では、婚後一七年目にそのピークに達する。ノミナルには七・五人であるが、死亡者を除けば、前述のように五・九人あるいはそれをやや上回る数となる。そしてこの状態が九年近く続いて減少期に入る。こうして婚後三九年目に、もう一度二人だけの暮らしとなり、これが二年半続いて、妻だけとなり、さらに二年半たって、家族そのものが姿を消すことになる。これに対して直系家族の形態では、婚後、数年たったころが、おそらく最大の規模となる。父母、相続人夫婦、相続人の子どもが一人か二人、それに未婚の弟妹がいるので、八人世帯か九人世帯になることも考えられる。嫁としてはもっとも苦しい時期となるが、しかしこの期間もそう長くは続かない。コジュウトは去るし、両親も相次いで他界して、婚後九年目には相続人夫婦と

表 6　夫婦・直系両家族対照

夫婦家族				直系家族			
形態		期間		形態	期間		
夫婦		新婚期	0.9	①直系 2	0.9		35.3 周期了
核	38.7	拡大期	16.6	②直系 3 ③欠損直系 3 ④—1 核拡大	5.9 2.4 6.3	16.6	
		停滞期	8.8	④—2 核停滞	8.8	24.1	
		縮小期	13.3	④—3 核縮小	9.0		
夫婦		老年期	2.5	①直系 2 ②直系 3	0.9 5.2	9.2	
妻のみ		寡婦期	2.4	③欠損直系 3	2.4		
計		—	44.5	—	44.5	—	

その子とから成る、いわゆる核家族がはじめて形成される。おそらく夫婦と子ども三人ないし四人の世帯が考えられる。こうしてさらにその規模を増していき、ピークはさきに近代家族として想定した、ノミナル七・五人、実質六人程度の世帯となってくる。近代家族では、以下、減少の過程をたどるわけであるが、直系家族ではこの減少過程の後半で、直系二世代に転化するので、ふたたび規模拡大の道をたどることになる。というわけで同じ分析対象に対しても、これを近代家族とするかそれとも直系家族とするかによって、家族規模の点では、双曲線をえがくことになる（別図）。なお直系家族下の孫は、その全員ではないが、はじめのころの子どもは、祖父母のもとで生まれる。家族文化は、親から子に伝わるのが普通であろうが、ここでは祖父母から孫へという、もうひとつの回路が設けられる。社会的隔世遺伝ともみられる回路である。確言は控えたいと思うが、この回路によるメッセージは、おそらくそう前向きのものではない。それに回路そのものがエモーショナルな性格を強くしている。にもかかわらず“folk”や“tradition”の伝達には、これがかなりの役割を果たすことが考えられる。とくにこの時期が孫たちのパースナリティにとって、その形成期に当たっていることも、あわせ考えられるわけである。

図3　家族規模対照

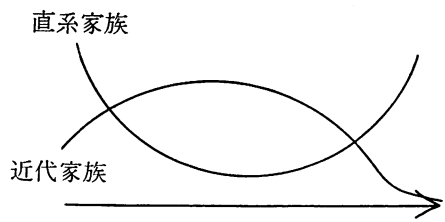

四　むすび

すでに紙幅を超えてしまったので、このあたりでむすびの作業に入らなくてはならない。われわれははじめに具体的な家族周期ということをかかげて、この仕事に着手した。そしてこの意図の裏には当然のことながら周期の展開に

も時代的な差異があろうという想定があった。けれども結果的には、具体的という線も貫徹しなかったし、それにもまして周期展開の時代的な差異については、少なくとも終戦までの一世紀近い期間に関するかぎり、むしろ類似点のほうが多く検出された。わずかに後期にみられる死亡率の低下、そしてこれは未確定ではあるけれども、死亡年齢の上昇が推測される程度にとどまった。また他との比較からすれば、対象地点が多産少死型であること、男女の性比がかなりひずんでいることもほぼ確認された。しかし周期の展開そのものは、他の構成的手法によるモデルと、そう大きな開きを発見することはできなかった。要するに意図に反して収穫にはとぼしい結果に終わった。これが偽らざる感想であろう。そこで二、三の蛇尾を付して、本稿を終わることとしたい。

そこではじめに結婚年齢である。自由恋愛を婚姻成立の実質的要件としていることから、もっと早婚の事態が予想されたのであるが、結果は、むしろ当時としては一般的とも思われる年齢に落着いてしまった。そして事実婚と法律婚との差を考慮しても、これがそう低下するとは思えない。もっとも天草だけをとるならば、これは対象地点だけの現象ではないらしい。同じく天草下島の漁村であるが、二江地区（現在、五和町二江）は、一本づりを主体としている。そしてここでも不定相続と自由恋愛とが特徴的である。ところで当村の大正一四年から昭和九年に至る結婚者の年齢をみると、表7のようである。[1] 男女の実数の差がどこから出てきたかは不明であるが、おそらく域外婚出の女子は除か

表 7　二江における結婚年齢

	男		女	
～19	4	0.8	31	7.5
20～24	158	30.5	157	37.9
25～29	174	35.5	125	30.2
30～34	93	17.8	56	13.5
35～39	48	9.3	26	6.2
40～	41	7.9	17	4.6
計	518	100.0	414	100.0

れたものと思われる。ところでこれをみると、男は二五―二九歳、女は二〇―二四歳にピークが現われ、いずれも三分の一以上がこの年齢階層に属する。次位は男二〇―二四歳、女二五―二九歳となって、いずれも三〇％の比率を占めている。二江にも事実婚と法律婚との落差はあろうが、それにしてもこの両者がそう大きく狂ってくるとは考えられない。おそらく対象地点と似たところに落着くことが想定されるわけである。それから二江における結婚者の性比が、もしわれわれが推定したように、域外婚出者を除いたことによるならば、この漁村の地域的内婚率はきわめて高いことになる。ところが対象地点の内婚率もきわめて高い。すなわち当村の男子に嫁した女子の本籍地を分類すると、表8のようになる。本籍地はそのまま現住所ではないにしても、ここではそのほとんどの一致してくることが考えられる。本表は、対象を現住者にかぎり、また時期の分類は、婚姻時点をもってしたが、全体で九〇％が大多尾域内の通婚であることがわかる。しかも時代的にみて、婚域が拡大するどころか、戦後の結婚は、なんと九五％が地域内婚だったことが判明する。はじめに述べたように、われわれは具体的な、すなわち“home made”のサイクルを検出しようとして、その作業を開始した。ところがここでこのサイクルの“stocks”となった人的資源には、きわめて土着性の高いことが判明した。とすればサイクルが“home made”であったと同時に、その“stocks”となった人的資源は“native products”の名にあたいするものでもあったわけである。

表 8　妻の本籍地分類

	明治	大正	～昭和20	小計	戦後	計
大多尾	—	85.7	81.8	81.8	95.5	90.0
新和町内	—	—	—	—	—	—
天草郡内	—	—	13.5	11.4	—	4.5
熊本県内	—	—	2.7	2.3	3.0	2.7
九州各県	—	14.3	—	2.3	1.5	1.8
九州以外	—	—	2.7	2.3	—	3.9
計	—	100.0 (7)	100.0 (37)	100.0 (44)	100.0 (66)	100.0 (110)

それはともかく、この漁村の家族周期は、少なくとも終戦までの分については、きわめて停滞の色が濃厚であった。ではその理由はなんであったか。藩政期はもちろん、明治期になっても、この村の歩みについては見るべき資料を欠いている。それで推測の域を出るものではないけれども、次のことがまず考えられる。それはこの村がしめす漁業の停滞性である。海岸線の長さからすれば、熊本県は全国八位にランクされている。しかし有明・不知火のふたつの内海をかかえており、対象地点は不知火海に面している。それで熊本の水産業は、最近のノリ・ブームは別として、隣県・長崎と較べて、その格差が大きい。具体的に言うと、漁獲高は長崎県の三割にすぎない。さらに漁獲物の八割は、イワシによって占められる。とくに天草だけにかぎると、これが九割に相当する。水産加工も、ほとんど煮干にかぎられている現状である。(2)

ところで天草は島原の乱後、天領体制に移行したが、これにともなって漁村地区には定浦制が施行されることになった。すなわち村としては村方三役をはじめとした一般行政がおこなわれて、これは大庄屋を通じて冨岡の代官所に結ばれた。しかし漁村地区は、同時に浦方支配をも受ける。すなわち専用漁業権が認められた反面、農地の所有は制限されて、ここに地方と浦方との特化が生まれた。そして浦方には舸子役が命ぜられて、これは冨岡の総弁指・中元家へと連結される。舸子役は、はじめは賦役を主体としたものであったが、やがてそれが舸子役銀に転化した。そして当然のことながら、これが漁業権と表裏一体をなすことになった。そして大多尾の舸子役には、時代によって変動があるけれども、五人内外というのが相場であった。なおこんにちの網元がこの舸子役の家系であったかどうかはあきらかでない。が、このうち一戸が網元権を買って、隣の楠浦（現在、本渡市）から移ってきたことは確認されている。(3)

要するに対象地点にかぎらず天草の漁村は、制度的に純漁村としての特化が規定されていたし、そしてこの伝統が明治以降まで持ちこされた。ということは裏からすれば、隣の長崎県が水産業の先進地として目ざましい飛躍をとげ

たのに対して、天草はいぜんとしてイワシ網を中心とした低位安定性を続けてきたことをしめすものであろう。もちろんイワシ漁も、かつての地曳網から施網漁法の巾着網（あるいは八田網や揚操網）に変化した。またバッテリーによる火船の威力も増したし、さらに魚群探知機の利用もみるようになった。にしても網元支配はいぜんとして続いたし、しかもそれは陸上の部落編成にも投影されるというありさまであった。またいかに漁船が大型化・機械化し、漁法が近代化したとしても、それはしょせん夕方出漁して朝方帰る行動範囲を出るものではない。むろんイワシの漁期以外は、網子たちは一本づりその他に転じる。が、それも沿岸零細漁業の域を出ることはない。そこでこうした専業漁村でありながら、経済的には低位安定性、社会的には封鎖的・前近代的なものが看取される。とすればこの村の場合、ではどのような媒介変数を経て、家族周期の停滞性と結びついてくるのであろうか。資料にとぼしい本村の場合、この点についてのわれわれの発言権はほとんどない。ただ壬申戸籍には家業が明記されているので、いま漁戸六四についてその家族構成を分類すると、いわゆる核家族五一（九〇％）、直系家族六（五％）、傍系家族六（五％）、不明一となって、おどろくべき核化の傾向がしめされている。また平均人員は、男二・四人（五六％）、女一・九人（四四％）、計四・三人で、まさに近代家族の姿である。戸籍はそのまま事実を伝えていないにしても、核化への傾斜はほぼこれを認めてよいであろう。

だいたい大多尾にかぎらず網元制の経営は、その収益配分の点からすると、ほとんどが歩合制に立っている。歩合のシェヤーならびにこれに参加するファクターには差異があるが、網子としては、二、三年の見習期間を過ぎると、みな一人前と看なされる。そして役付の手当は別として、この一人前というたてまえが終生維持される。ここでは年功序列による昇給もなければ、最低賃金の保障もない。そこで漁村が早婚になることには、自由恋愛や若者宿など、コートシップやその媒介機関も考えられるけれども、同時にここでは社会的成人の時期が早いことにも留意する必要があろう。こうして家族集団の核分裂が促がされる。第二にここは相続慣行が不定相続なので、長男でも婚後、分家する

可能性をはらんでいる。だからその頻度に応じて、直系家族の形成が延期される。というわけで一時点における横断的な把握にあっては、それだけ核家族が拡幅してくる。けれども早婚は、われわれの分析では計数的には裏づけられなかった。また家族構成、とくにその核化がいちじるしいとしても、当地の族制が直系家族の伝統に立っていることは、すでに述べたとおりである。なるほど分家は核家族としてスタートする。けれども次代は、直系家族に転化するからである。しかし同時に直系家族の伝統のなかにありながら、周期的には核家族あるいは傍系家族の時期が出現する。ではこうした転化の具体的な姿は、どうであろうか。

ところでこの点に関しては、さきに引用した小山隆氏の分析がきわめて示唆的である。[4] すなわち同氏は、前記幕末六〇年間の宗門帳に現われた三三家系について、綿密な算定をおこなった。ただここでは年ごとにしめされる家族や世帯員の属性を延数で表わしている。つまり六〇年間の歴史的な変化を無時間的なものに還元して、延数の平均値から家族形態の周期的変化を割出そうとする。こうした操作は、この六〇年間、家族形態には本質的な変化がないことを前提としているわけである。さて氏の形態別の分類とその内容とは、表9のようになるが、これは氏が別の論文でも採用している分類である。ところで分析の結果、家族形態はこのように七種に分かれても、主要回路はⅦ→Ⅵ→Ⅲ→Ⅳであり、Ⅳの

表 9　家族形態の分類（小山隆）

		続　　柄	形態	世代
Ⅰ	単身世帯	ひとり世帯	欠損核	1
Ⅱ	夫婦世帯	夫婦のみ	核	1
Ⅲ	無配偶子女を含む世帯	夫婦とその子	核	2
Ⅳ	有配偶子女を含む世帯	夫婦，長男夫婦，孫，未婚の子女	直	3—①
Ⅴ	直系尊属を含む世帯	父母（隠居），長男夫婦	直	2
Ⅵ	直系尊卑属を含む世帯	父母（隠居），長男夫婦，その子	直	3—②
Ⅶ	傍系親族を含む世帯	父母（隠居），長男夫婦，その子，長男のきょうだい	傍	3

次はⅦに戻ることが確認された。なおⅦを起点としたのは、戸主の平均年齢がⅣの五八歳からⅦの三六歳へと急に若返ることに注目しての結論である（表10参照）。また別にⅡ→Ⅲ、Ⅴ→Ⅵの回路も認められるが、これはメインルートとはなっていない。それからⅠは、死亡または他出による家族集団の「赤信号」とみられている。そこで主要回路を記述的に表現すると、これは次のようになるであろう。

まず相続人（おおむね長男）は、親・弟妹を含む出自家族のなかで結婚するが、やがて親の隠居にともなって、Ⅶすなわち傍系親族を含む世帯に転化する。むろんこのときには、相続人の子も生まれている。その時期は新戸主すなわち相続人の年齢では三六歳のときであり、この形態は三年半ほど維持される。しかし弟妹の分家・出嫁によって、親（隠居）・戸主夫婦、その子の直系尊卑属だけのⅥに変わる。これは戸主四〇歳のときであり、この形態が八年半ほど続けられる。やがて親（隠居）の死亡にともなって、戸主夫婦と未配偶子女とからなるⅢ、すなわちこんにちの核家族となる。これは戸主四八歳のときで、この形はⅥとほぼ同じの八年半ほど続けられる。けれども戸主の相続人が結婚することで、Ⅳすなわち有配偶子女を含む世帯へと移行する。このとき戸主は五八歳になっており、その期間は二年半で終了する。ところでこのⅣというのは、このパラグラフのはじめに書いた「相続人（おおむね長男）は、親・弟妹を含む出自家族のなかで結婚する」というのと実は同じである。だから前述のように、この農村の家族形態は、Ⅶ→Ⅵ→Ⅲ→Ⅳの周期的な変化をたどり、Ⅳの次はⅦに戻る、ということになるわけである。

そこでわれわれの周期的変化と小山氏のそれとを対比すれば、次のようになるであろう。まず大多尾では、隠居慣行が確立していないので、Ⅶの時期を確定することができない。しかしおそらく②の一部がこれに当たり、この②の後半から③にかけての時期がⅥに相当する。④とⅢとは同一であり、①がⅣに見立てられることになろう（表11）。このように小山氏は、親の隠居にともなう戸主権の交代をもって、周期の起点とし、さらにこの戸主が隠居して新戸主が生まれるときを終点として、周期的変化を分析している。この起点から終点までの期間は、戸主が一家を代表して

活動する時期に相当しており、したがってこの時期は社会的世代のことばに当たるとみてよいであろう。これに対してわれわれは、隠居慣行の確認ができないこともあって、夫婦の結婚時点をもって周期の起点と定め、跡とり夫婦の結婚時点をもって終点とした。したがって起点にあっては戸主見習（相続人夫婦）の期間が加わるし、終点にあっては戸主見習（次の相続人夫婦）を持ってからの期間がカットされて、起点に回帰することとなる。しかし周期の展開はほぼ同じとみてよいであろう。ところで小山氏の各形態の持続期間は、Ⅶ、Ⅵ、Ⅲ、Ⅳあわせて二三・三年となる。ただこれは主要回路だけの計であって、七形態の合計では三六・四年ということになる。われわれのそれ

表10　サイクル算定（小山隆）

	戸主平均年齢	持続期間
Ⅰ	32.5	3.8
Ⅱ	46.3	4.7
Ⅲ	48.6	8.7
Ⅳ	58.1	2.7
Ⅴ	31.6	4.6
Ⅵ	40.5	8.5
Ⅶ	36.6	3.4
計	—	36.4

表11　対　照　表（1）

小　山	内　　藤
Ⅶ	②の一部
Ⅵ	②の後半から③
Ⅲ	④
Ⅳ	①から②の一部

表 12　直系家族の周期表（森岡清美）

	期　　間	1930	1960	形　　態
第 1 段階	夫婦婚—父死	7.6	15.7	完全直系
第 2 段階	父　死—母　死	4.0	6.5	欠損直系
第 3 段階	母死—跡とり婚	16.2	6.8	核　家　族
計	—	27.8	29.0	—

表 13　対　照　表　(2)

	森岡(1930)	内　藤　(1872—1897)		形　　態
第 1 段階	7.6	6.8	①＋②	完全直系
第 2 段階	4.0	2.4	③	欠損直系
第 3 段階	16.2	24.1	④	核　家　族
計	27.8	35.3	—	—

は、三五・三年であった。小山氏とわれわれとは、集計の仕方が異なり、数理的意味については専門家の見解をただす必要もあろうが、いまはそのままにしてむすびを急ぐことにしたい。

というのはたびたび引合いに出した森岡氏がわれわれと同じく夫婦の結婚時を起点としかつこれを三段階に区切った試算をおこなっているからである。[5] それは表12のとおりである。なおこの資料となったのは、一九六〇年の分は、同年の初婚年齢、この初婚年齢に達した人たちの平均寿命、二五歳から三四歳までの母の子女出生間隔をもってしたが、一九三〇年の分については記述を欠いている。おそらく同じ手法によったものと推定される。このうち本稿と関係するのは、一九三〇年の分である。彼我の対照もしめしておいたが（表13）、第一段階と第二段階とは、われわれの例のほうが短縮されているが、いちじるしい差は認められない。大きくちがってくるのは、第三段階であって、すなわち森岡氏のそれが一六年であるのに対して、われわれのそれは二四年となってくる。そして周期全体の長さでは、森岡氏のそれが二八年弱なのに対して、われわれのそれは三五年ということになる。その差七年半である。そしてこの差が、ひとつは平均寿命の長短、もうひとつはわれわれの例では、不定相続のために跡とりの結婚時期が遅れてくる、これらによることがまず考えられるであろう。なお森岡氏がこのように三段階を区別したのは、家長権の所在を手がかりにしたと説明している。すなわち第一段階は、二世代の夫婦が重なるけれども、家長権は親のほうにある。第二段階は、父の隠居または死亡によって、これが跡とりのほうに移行する。第三段階は、跡とりが完全に戸主となってからの期間である。とすれば第二段階を父の死から母の死までとしたのは、生理的な死を表面に出したまでのことであって、実際には親の社会的活動が停止してからの期間を指すものとすべきであろう。そこでこうみた場合、われわれの例は戸主が親の支配・監督を離れてからの期間が長い点に特徴がある、と言えるであろう。それから森岡氏は、第一、第二の段階は人間関係が複雑になるので、これを緊張期としてとらえている。とくに第一段階は、嫁にとって家風になじむための試諫の時期に当たり、またこの期には親夫婦・跡とり夫婦にとって、再適応の課題が与えられる。

さらに親はなるべく多く分家し出嫁する弟妹に与えようとし、跡とり夫婦はこれを最低にとどめようとする。すなわち緊張の時期でもあるとしている。[6] とすればわれわれの例は、第三段階の安定期が相対的に長く、第一、第二段階が相対的に短い。このふたつによって、直系家族でありながらも、問題の少ない家族ということになりそうであるが、そう判断してよいであろうか。

（1）柴田哲夫『二江村集録』第一輯、昭和一一年、付表。
（2）高田源清「天草漁村の実態調査—特に下島西海岸及び北海岸地帯—」（『九州文化史研究所紀要』第二号、昭和二七年、一四七—九頁）。
（3）前掲、拙著『末子相続の研究』二七二—六頁。
（4）前掲、小山隆「家族形態の周期的変化」七六—七九頁。
（5）森岡清美編『家族社会学』昭和四二年、二一頁。
（6）前掲、森岡『家族周期論』五九—六〇頁。